

白 高 第 1 3 号
令和 4 年 4 月 7 日

介護サービス事業所 各位

白井市福祉部高齢者福祉課長

介護サービス提供中に事故が発生した際の報告について（依頼）

日頃、本市の介護保険行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、介護保険サービス提供中の事故につきましては、介護保険法に基づく各省令により、事故発生後速やかに市へ報告することとされております。

このたび、事故発生時の本市への報告の方法等について下記のとおり取りまとめましたので、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 報告の対象

介護保険サービス提供中に発生した、転倒、転落、誤嚥・窒息、異食、誤薬、その他の事故（以下、事故と表記します。）

※詳細は、別紙 1 を参照。

2 報告方法及び報告期限

事故の発生後、高齢者福祉課介護保険係へ速やかに電話で一報を入れるとともに、事故報告書（別紙様式）を可能な限り記載の上、**事故発生後 5 日以内に提出**してください。

また、状況の変化等必要に応じて追加報告を行うとともに、初回の事故報告書で記載できなかった事項がある場合は、作成次第提出してください。

※詳細は、別紙 2 を参照。

3 報告先

白井市福祉部高齢者福祉課 介護保険係

白井市福祉部高齢者福祉課介護保険係

電 話：047-497-3473（直通）

Eメール：kaigo-hoken@city.shiroi.chiba.jp

報告の対象となる事故の種類及び範囲

各事業者は、サービス提供中（送迎・通院等の間も含みます。）に事故が発生した場合、以下に記載する基準に従って白井市高齢者福祉課介護保険係へ報告を行ってください。

(1) 転倒、転落、誤嚥・窒息、異食、誤薬

【報告の範囲】

報告の範囲は、これらの事故により医療機関への受診を要したものを原則とします。外傷の有無は問いません。また、受診の結果、異状なしと診断があった場合でも報告してください。

例①…利用者が転倒し、外傷は無かったが念のため受診してレントゲンを撮ったものの異常はなかった場合 → **報告が必要**

例②…利用者が転倒し、出血を伴う軽い傷を負ったが、事業所の看護師が処置したため受診はしなかった場合 → **報告は不要**

【事業者の過失の有無】

事業者側の過失の有無は問いません。利用者の自己過失による事故であっても報告してください。

【死亡事故】

利用者が事故によるけが等が原因で後日死亡に至った場合、事業者は、速やかに白井市高齢者福祉課介護保険係へ連絡してください。

【誤薬】

違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなどが発生した場合、速やかに医師や看護師等に指示を受けてください。医療機関に受診した場合は、報告してください。

(2) その他

【徘徊・行方不明】

速やかに周辺や心当たりがある場所を探してください。それでも見つからずに外部機関（警察等）への協力を求めたときは報告してください。

【食中毒、感染症】

食中毒、感染症について、サービス提供に関して発生したと認められる場合は報告してください。なお、これらについて関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従ってください。

【従業者の法令違反・不祥事等の発生】

利用者に影響のあるもの（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報紛失、流出など）が発見された時は白井市高齢者福祉課介護保険係へ報告してください。

【病気等による死亡】

利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告してください。

事故報告の方法及び報告期限について

事故が発生した場合の報告は、次の手順に従い対応をお願いします。

【報告の手順】

- ① 事故の発生後、事業者は、速やかに白井市高齢者福祉課介護保険係へ電話で連絡してください。
- ② **事故発生後 5 日以内**に事故報告書（別紙様式）を提出してください。報告書はその時点で可能な限りの内容を記載してください。
- ③ 事故報告書の提出は、郵送又はEメール若しくは窓口へ持参してください。
- ④ 初回の事故報告で記載できなかった事項がある場合は、作成次第提出してください。
- ⑤ 事故報告書の提出後に状況の変化があった場合等は、必要に応じて追加報告をお願いします。

※ 報告する内容は、個人情報を含むことが予想されますので、Eメールでの提出の場合はデータにパスワードをかける等、取り扱いには細心の注意をお願いします。

【参考：関係各省令】

- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）
- ・介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
- ・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）